

※平成30年定例会6月定例会月会議での成立を想定

条文(本則)		施行期日案	左の期日とする趣旨	
第1条	目的	平成30年10月1日	周知期間（約三か月）を設ける。	
第2条	定義			
第3条	基本理念			
第4条				
第5条	県の責務			
第6条	国等との連携協力			
第7条	事業者の役割			
第8条	県民の役割			
第9条	障害者計画の策定に関する基本方針			
第10条	行政機関等における障がいを理由とする差別の禁止			
第11条	事業者における障がいを理由とする差別の禁止			
第12条	地方公共団体等職員対応要領			
第13条	不当な差別的取扱い等の事例の具体化			
第14条	社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備			
第15条	事業者への支援	平成31年4月1日	相談・紛争解決を図る体制の発足のために必要な準備期間を設ける。	
第16条	相談			
第17条	県における相談員の設置			
第18条	助言及びあっせんの申立て			
第19条	助言及びあっせん			
第20条	三重県障がい者差別解消支援協議会に対する報告			
第21条	勧告			
第22条	意見の聴取			
第23条	助言及びあっせんの状況の公表			
第24条	三重県障がい者差別解消調整委員会			
第25条	障害福祉サービス事業に従事する人材の育成			計画に定める施策の検討期間を設ける。
第26条	教育			
第27条	就労の支援に係る情報の共有等			
第28条	情報の利用におけるバリアフリー化等			
第29条	災害時等における支援			
第30条	選挙等における投票の支援			
第31条	啓発活動			
第32条	共生社会の実現に向けた施策に関する計画	公布の日 (平成30年7月頃)	計画の策定に向けた作業を直ちに開始することができるようにする。	
第33条	三重県障がい者差別解消支援協議会	平成31年4月1日	紛争解決を図る体制の発足に伴う部分があるため、同体制の発足日に合わせる。	
第34条	財政上の措置	公布の日 (平成30年7月頃)	予算措置の根拠規定となるよう、早期に施行する。	
第35条	規則への委任		条例の施行に向けた準備作業を直ちに開始することができるようにする。	

条文(附則)		施行期日案	左の期日とする趣旨
第1項	施行期日		-
第2項	準備行為	公布の日 (平成30年7月頃)	条例の施行に向けた準備作業を直ちに開始することができるようにする。
第3項	助言又はあっせんの申立てに関する期間の特例	平成31年4月1日	相談・紛争解決を図る体制の発足に伴う措置であるため、体制の発足日に合わせる。
第4項	検討	平成30年10月1日	